平成２４年（フ）第７０２８号
神奈川県横浜市鶴見区矢向５丁目１―10　新和荘Ａ棟201
債務者　田畑　俊次
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０３８号
東京都江東区大島６丁目１－１―207
債務者　土信田佐代子（旧姓渕江）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０３９号
東京都品川区大崎５丁目２－１―704
債務者　須藤　昭子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０４３号
東京都大田区西蒲田８丁目10―３　亀楽荘２号室
債務者　高木　典子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０４４号
東京都西東京市保谷町５丁目18―９―103
債務者　錦織　和子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０５１号
千葉県市川市大町124　市営住宅大町第２団地７号棟605
債務者　吉澤　　香
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０５２号
東京都板橋区成増２丁目４－５―202
債務者　掛川　明紀
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９９８号
東京都千代田区神田東紺屋町28―702
債務者　倉滿さくら
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８号
島根県益田市赤雁町ロ520番地、前住所島根県益田市久城町802番地96
債務者　田中　耕作
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月30日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第６８８５号
東京都練馬区桜台６丁目29―２―201
債務者　目次りつ子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５０号
東京都八王子市松が谷18―１―107、住民票上の住所神奈川県平塚市袖ケ浜３番39号袖ケ浜荘101号
債務者　新名　信一
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５５６号
東京都立川市若葉町１丁目18番地の２
債務者　姫野　眞美
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４０号
静岡市清水区三保1317番地の２　Ｆ．ファイブパインＩ203、旧住所静岡市清水区三保138番地の18
債務者　田形百合子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４１号
東京都三鷹市牟礼５丁目１番５号　レオパレスＦＡＬＣＯ106、旧住所静岡市清水区三保138番地の18
債務者　田形　和樹
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０７号
東京都昭島市松原町３丁目４番８―209号
債務者　上田　友美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部